

第六章 流通経済

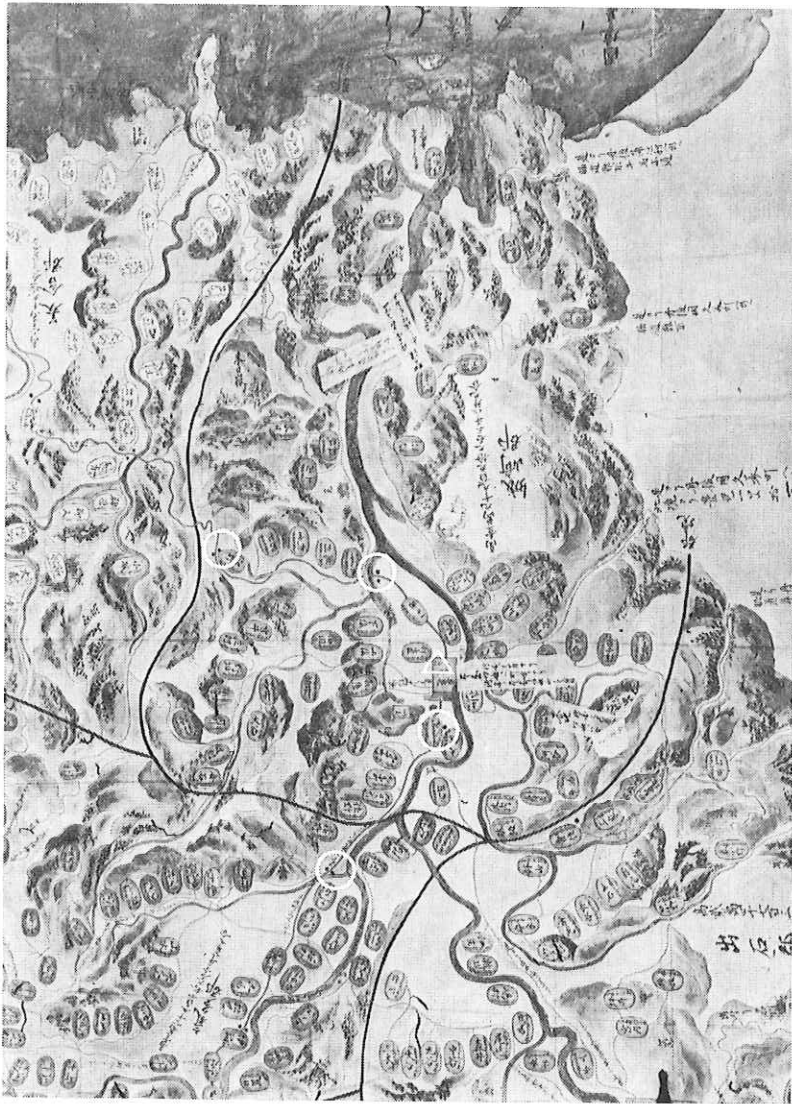
第一節 交通と運輸

むかし道

江戸期の主要陸上交通路は、江戸を中心とした五街道（東海道・中山道・日光道中・甲州街道・奥州道中）と、これらに付属する脇街道であった。主要な街道には並木を植え、里程の目標として道をはさんで一里塚を築き、主として榎えのきを植えた。一里塚は江戸の日本橋を基点に三六町を一里につき、五畿七道に慶長九年（一六〇四）に一応の完成を見た。

慶安（一六四八）ごろの但馬古地図によると、豊岡では一日市・森津間、江野、小尾崎、上佐野に一里塚記号が認められ、豊岡と江原・八鹿を結ぶ主要街道（豊岡往来）が九日市から納屋を経由する現存の旧道（市道八条線）であったことがうかがえる。

広域を結ぶ街道以外の生活の道や農道で、現在は近代的な装いに生まれかわっているものが多い。小田井から西に寿ロータリーを経て五荘大橋に至る路線は、元禄十五年の古地図にも残る。// 陰道かげみち // または // 奈佐道 // と呼ばれたものである。一方、集落間を山越えて結ぶ道は、ほとんど破壊されたか消滅しかかっているもの



写201 慶安（1648～）ごろの但馬古地図（部分）

中央の流れが円山川

△印・豊岡城

○印・一里塚（市域内のみ）



写202 一里塚の面影を残す上佐野地区の旧街道
立木と地藏堂、右手に納屋集落が見える。

多く、わずかに残る道標（第九章参照）がむかしの往還のさまを偲ばせてくれる。

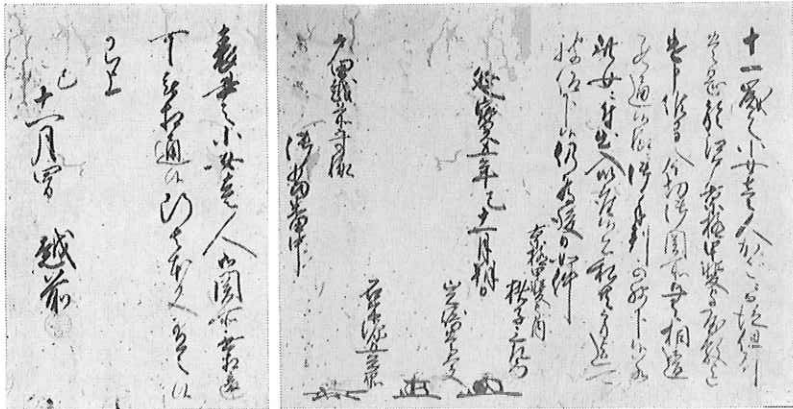
渡しと橋

河川は街道交通の自然的障害となったが、架橋は技術的・財政的・戦略的事情によって制約されたが、渡についても断片的な記録を残すにすぎない。堀川橋架橋前の六地藏・小田井間、一日市・森津間、六地藏・日撫間、中ノ郷・芝間、土淵・納屋間、京口・塩津間、野上・宮島間の他、氣比と津居山・小島間各一ヶ所が主なもので、赤石・二見（城崎町）間は観光用として現在も運行している。

参勤交代の道

寛永十二年（一六三五）の法度によって外様大名は、毎年四月を東西両地の交代期として在府・在国させられた。諸候の往復路は一定していた。西国大名は、原則として中山道を通行することとされており、随意に他の路を通ることは許されなかった。大名行列は華美にわたることを制限されたが、享保六年（一七二二）の制限令によると京極家のような一万石級では馬上三、四騎・足軽二〇騎・中間人足三〇人とされているが、個々の実態は不明である。

弘化三年（一八四六）の『舟木家文書』によると、同年の帰国の道程は次表のように木曾路をとり、江戸屋敷を五月十三日に出発、一日平均一〇里（一里は三六町、約四キロメートル弱）、一里前後ごとに休



写203 延宝5年(1677)、豊岡藩士の娘と思われる11歳の少女が江戸旅行に際して、藩から京都所司代にあてた関所手形 左は裏書。新居関を通過するとき回収された。(静岡県新居町・新居関所資料館・提供)

表66 京極家参勤交代帰国日程表(弘化3年)

泊地	泊日	途中休息箇所数	江戸からの距離町里
桶本	5月13日	8	10.14
安追	14	9	21.30
和分	15	6	29.19
田中	16	9	39.21
洗馬	17	8	49.24
福島	18	8	59.33
三大	19	10	69.24
留久野	20	8	79.27
手沼	21	11	91.12
垂井	22	9	100.30
大知	23	9	111.13
愛川	24	10	121.28
大津	25	10	132.18
山山	26	5	141.30
山山	27	6	151.12
治田	28	5	160.20
高田	29	4	165.24
(帰城)	30	4	171.24

息をとり、十七泊を重ねて十八日間を要している。草津で東海道に合流、京都を素通りして亀山(亀岡)から笹山(篠山)、高田(和田山町)を経由、水生(日高町)・納屋を経て豊岡領に入った。この間、帰国寸前の佐治・高田間と高田・豊岡間は一六里程度の行程で、帰国を前にして事前通告などの行程調整の必要があったものであろう。出府の道順の多くは、この逆であったと考えられる。

表67 巡見使來但の記録

年 月	新将軍	巡 見 使			道 程
		使 番	小姓組番	書院番	
天和元年(一六八二) 七月二日	五代・綱吉	(不 詳)			竹野―豊岡―出石
宝永六年(一七〇九) 六月二日	六代・家宣	伏見 主水	山本八右衛門	?	(同 右)
享保元年(一七一六) 十月二十五日	八代・吉宗	遠藤新六郎	山本健三郎	曾我七兵衛	出石―豊岡―竹野
延享三年(一七四六) 四月	九代・家重	稲生 左門	神保 宮内	岩瀬吉左衛門	竹野―豊岡―出石
宝暦十一年(一七六一) 四月	十代・家治	永田藤七郎	高野与一左衛門	児島平右衛門	久美浜―湯島(天領 巡廻)
天明八年(一七八八) 五月	十一代・家斉	松平惣兵衛 (二五〇〇石)	中 根 半平 (二〇〇〇石)	山岡伝十郎 (七〇〇石)	久美浜―湯島―豊岡 (宮津―出石)とも
天保九年(一八三八) 二月	十二代・家慶	大久保甚右衛門 (三〇〇〇石)	三宅三郎 (六〇〇石)	市岡内記 (二〇〇〇石)	(不詳)

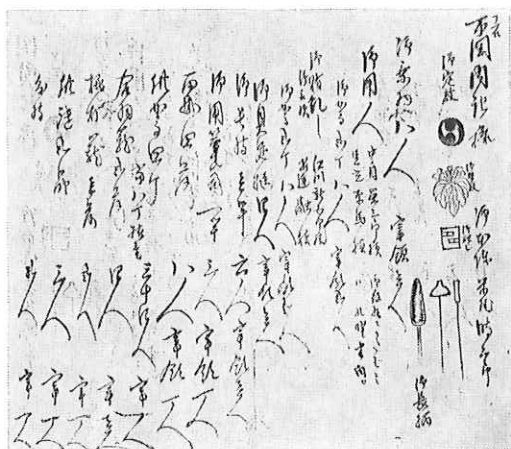
巡見使の旅 江戸期に將軍の代がわりごとに政情・民情視察のために各地に派遣された巡見使は、使番・小姓組番・書院番各一人を主として、定員三五人からなっていたという。当地の史料に残る巡見は次表のとおりであるが、この他に、代がわりでない時期の享保十七年(一七三二)十一月七日に伊藤源之丞を使番とする巡見があったとする記録もある。巡見使の派遣は、嘉永六年十月に徳川家定が十三代將軍となったあとも、一度は計画されたが中止され、慶応二年十二月に徳川慶喜が十五代將軍となったとき、廃止された。

表68 巡見使行列立て人夫数 (天明8年)

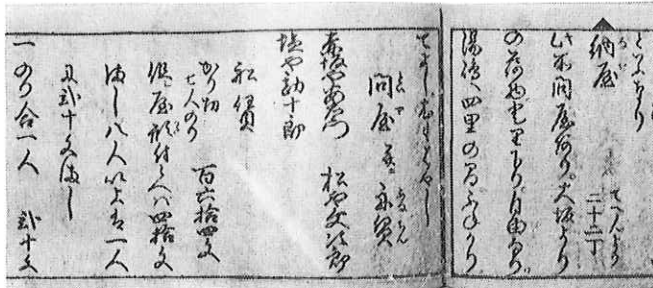
行列立て	松平惣兵衛一行		中根半平一行	
	荷 数	人足(宰領を含む)	荷 数	人足(宰領を含む)
駕籠	15	67	5	40
具足	1	4	1	3
挟箱	11	17	6	18
羽籠	2	5	2	4
合馬	2	3	2	5
竹馬持	2	17	2	16
道具	3	7	2	6
茶当	1	3		
荷物	20	63		
計		186人		92人

各藩とも疲弊し、かつ幕末の動乱期に巡見使派遣の余裕などなかったのである。

天保九年(一八三八)の巡見に当たったの申渡しには、①差控えずに陳情せよ、②巡見のために無報酬で人馬を徴集してはならぬ、③巡見路の掃除や道・橋の普請は無用である、④道筋での農作業は遠慮なくやれ、などと善政を気負う姿勢が強く打



写204 『巡見使通行につき心得手控』 天保9年の
巡見使の顔ぶれ、人数などが書かれている。
(九日市下ノ町『渡辺竹庵家文書』)



写205 『但州湯島道中独案内』に書かれている納屋地区の間屋と舟賃 (城崎町・仲路弥寿則氏蔵)

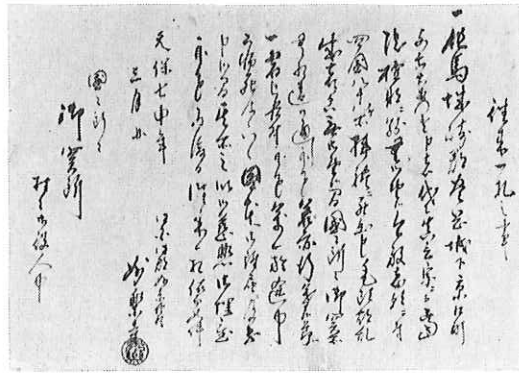
出されている。天明八年（一七八八）の巡見に遡るが、城崎・養父・二方・気多四郡の久美浜代官支配の農民が、年貢の全部が銀納となっていた点で陳情し、翌年の寛政元年にも、京極家の享保減知後は大坂・生野各代官を経て久美浜支配に入ったが何かと入用が多くて困る、と訴えている。しかし、宝永六年（一七〇九）六月

二日の巡見のとき、坊岡（竹野町）で一泊した巡見使一行が江野を経由するに当たり、豊岡藩からは普請奉行の谷口藤左衛門・戸山郷右衛門が下役三人をつれて江野へ道や橋の普請の点検に出張しているというから、「道・橋普請無用」の達しは、それが「建て前」というだけのことであったのだろう。

天保期の史料によると大巡見使三人の他、小巡見使三人の名が見え、さらに私領巡見使として大巡見使中の二人に別の一人を加えている。支配別・地域別に能率的・実質的な巡見を行なうためであろう。

行列立てに要した人夫数は前表のとおりであるが、天保九年の場合は奈佐・六方・鎌田・森・上の各組で計三六六人の人夫を供出している。

村々の庄屋たちは巡見に備えて『御巡見使帳』を作った。村々の歴史・地理・戸数・人口・田畑明細・高明細から巡見使たちの紋所に至るまで詳細を極めて記入し、巡見使の応接に完璧を期したのである。市内にも二、三の巡見使帳が残っている（宮島・岩本敏雄氏、宮井・三宅秀隆氏、九日



写206 天保7年(1836)の往来手形
妙楽寺が檀家の京口町・与七右衛門の四国八十八ヶ所巡りに与えたもの(衣川隆氏蔵)



写207 京口渡しにあった
天保9年造立の大燈籠
(豊岡高校蔵)

市中ノ町・渡辺七郎左衛門家各文書)。

豊岡には京口に問屋場があったといわれるが、詳細は不明である。問屋場は駅伝の中心となる機関で、人馬を常備して交通に利便を与えたが、巡見使や遊行上人のような大部隊の往来には常備の人馬では不足で、ここに助郷すけごうの制が起った。巡見使や後述の測量巡国の送迎にあてられた多くの人足は、この助郷の課役による。

遊山の旅 宝暦十三年(一七六三)刊行の『但州湯島道中独案内』は、当時の庶民の遊山旅行の実際を詳細に伝えている。

京・大坂から湯島(城崎温泉)への道は、①播磨越え(生野経由)②三田越え(丹波経由)③福知山越え(山陰街道・出石経由)の三路があり、いずれも豊岡からは難路のため舟で湯島へ下る。通しかごで豊岡まで夏で四日、冬では四日の行程で、荷物は別運賃である。大坂に三軒、京に七軒の人足宿が指定されている。通し

かご一丁は大坂から豊岡まで四〇匁、供荷物人足は八貫持ちで二〇匁とある。日のべで一日四匁増しである。

京からは老の坂・亀山に出る。ここから丹波路を取って三田越えの道は、京極家の参勤交代入国コースとなるが「二里遠けれども道よし」という。亀山から園部・須知を経て福知山へ出る経路は現在の国道九号線にほぼ一致するとともに小式部内侍の「大江山いくの道」でもある。福知山からは登尾峠を越えて久畑に出、寺坂から鱒山峠を経て出石に至る。ここから湯島まで六里、船問屋四軒の一つを選んで舟に乗ることもできる。乗合いで一人一匁五分、借切り十二匁である。

陸路を嶋（出石町）から五条（清冷寺）の出石街道を取ると、京口の渡しに達する。賃三文。

豊岡から湯島までの舟賃は一人十八文。借切り一二四文（約二匁）は五人定員で一人増すごとに二四文を加える。屋形つきは四〇文増しである。挾箱・駕籠・つづらなどは二人分の運賃を取る。

豊岡の舟問屋は菊屋利兵衛・綿屋吉左衛門・籠屋与七郎の三軒で、京・大坂への通しかご・荷物・人足・速達便を世話するというから問屋場を兼ねていたと思われる。

三田越えは大坂・十三・塚口・三田・貝原（柏原）・遠坂・矢那瀬・和田山から水生・納屋へ至る。福知山を外す点を除いては国鉄・福知山線にほぼ一致する。納屋には赤坂屋安右衛門・松屋文次郎・塩屋勘十郎の間屋があり、宿場にもなっていたらしい。ここからも湯島行き舟に乗れた。借切り（七人乗り）で一六四文、一人増し二〇文。乗合いは一人二〇文である。

播磨越えは野里・佃・尼崎・武庫川・西宮・湊川・須磨・明石・新在家（加古川）・姫路・仁豊野・生野・和田山のコースであるから、国鉄・山陽線と播但線と乗りつく経路に一致する。

湯島の土産物として紹介されているのは柳行李・海苔・湯の花・楊枝・つくばね・宮津絹・むぎわら細工で、名勝八景のうちには畑上の暮雪・絹巻の落雁・気比の夕照・津居山の帰帆がある。

伊能忠敬の測
量巡国の旅
伊能忠敬の『大日本沿海輿地全図』は喧伝されているが、その測地巡国は寛政十二年（一八〇〇）に始まった。

文化三年（一八〇六）八月二十四日、照満寺は一行十四名に昼食の場を提供している。一行は鳥取から但馬に入り、浜坂・湯島を経て九月五日には宮津に至っているが、このときは忠敬の病気のため豊岡に滞留しなかった。忠敬一行十八名が測地のため豊岡を再訪したのは、文化十一年（一八一四）一月十八日のことである。

十七日、行司名主・鳥井忠左衛門は羽織・袴・帯刀で手辺（日高町）の一行の本陣・竜野屋太左衛門と脇本陣・竜野屋与三左衛門を訪ね、先触れにあった書上帳と絵図面を持参した。十八日、一行は測量がてら昼ごろ豊岡に着き、忠敬ら六人は由利良右衛門方・三人が今野屋善右衛門方・四人が二方屋又右衛門方に止宿、宿には幕を張り、水桶を出した。十九日は六ツ（午前六時）過ぎ出立、荷物は舟で、一行は徒歩で湯島へ向かった。二十日、忠敬ら三人は豊岡に戻り、別に水上（日高町）に向いていた五人が落ち合って福井八郎右衛門方に宿をとった。二十一日、京口の渡し場から測量を開始、出石へ向かう。別途、十八日に曇りのため中止した星測を行なわせた。この日、一行は出石に滞留、二十四日には二隊に分かれて丹波と丹後へ向かった。

この間の豊岡町の諸入用は八〇一匁八厘で、四二匁六分四厘は一行が負担、残る七五八匁四分四厘（内、六七匁五分八厘は十町割り）が町の支出であったという（『鳥井』）。人足は、本陣手当てなどの五〇人を含み、日役切手を交付した総延人数が五八七人になった。出石領関係については『神美村誌』に詳しい。



写208 久美浜代官所が発行した船往來鑑札の木札
左が表、右が裏（小島地区・元井菊雄氏蔵）

川舟争い

安永二年（一七七三）五月、土淵の船持ち・太郎左衛門と府市場（日高町）の船持ち・儀右衛門は気多郡の川筋村惣代として豊岡町の四郎兵衛他九人を江戸評定所へ訴え出た。二月二十四日、網場（八鹿町）の庄兵衛が買請けた塩一〇〇〇俵の移送を頼まれ、まず四〇〇俵を船二艘で小島から豊岡まで円山川を上ってきたところを四郎兵衛らに差留められたのである。

四郎兵衛らは、①気多郡の村々の船は「御用」以外の荷は豊岡を通過することは認められていない、②この塩は生野代官所「御用」と偽っていた、③豊岡の通船は船持ちが運上銀を差出して得ている独占権である、と

反論した。

十月に示談、公事宿の原告方・上総屋源助、被告方・甲州屋七右衛門の連判で示談書を提出している。

- 1、気多郡川筋村々の持船が売買荷物を積み、豊岡町を下流に抜けることのできる期間を偶数月の六ヶ月間とし、閏月は十五日ずつの休みとする。
- 2、「御用」荷物は年中、通船してよい。薪炭・穀物・屋根草についても同様。ただし、豊岡町下から積登る穀物は売買荷物と見なす。
- 3、豊岡町の船が豊岡町から上流へ通船することは、先例どおり四艘を認める。



写209 大磯・京口橋たもとに
あった舟着き場（明治時代）

4、豊岡町の下流で豊岡船、上流で気多船が通航することは勝手である。

5、網場村・庄兵衛買請けの塩に「生野（代官所）御用」と書いたのは、「生野御料（管内）」を水夫が聞きがちがえたもので、不調法であった。

6、差留めた船と塩は、船主と買主に引渡す。

通航権（舟株）の実態は、現存する史料からは詳細を把握しにくい。円山川の場合、その支配管轄域ごとに藩や天領代官所が認可していたと思われるが、河流の平坦な城崎郡域と上流域の気多郡以南の地理的条件や近廻り通航（円山川から生野峠を經由して市川と結ぶ航路）の商業的条件がからむ上に、当時の慣習法上の優先権や所領セクションリズムが強く、紛争が続発した。豊岡の船株仲間が他領の船持ちの通航を拒み、藩庁や代官所の仲介もはかばかしくなかったことは、江戸期の支配体系中の慣習法の重さと、今日からは想像もできない円山川舟運の比重を思い知らされる。

文政元年（一八一八）十一月、気多郡上郷村・弥左衛門の久美浜代官所あての陳情によると、文化十四年（二八一七）十二月、代官・平岡彦兵衛から簗笠之助への交代にともない養父市場・津居山間と出石までの通船鑑札の書きかえをしているのに、駄坂村の年貢米を運ぶ船を豊岡の舟株仲間（二方屋又右衛門・中瀬屋五郎右衛門・塩屋源右衛門・米屋八右衛門・伊福屋甚三郎・野上屋市兵衛）に差留められたので代官所から藩へかけあってほしい、という。豊岡の舟株仲間は、今さら江戸の評定所へ訴えを持ちこんでも出府の費用もまかな

いかわるので、何とか藩の力で弥左衛門の陳情を阻止してほしいと応じた。

代官所・藩庁・久美浜庄屋の山本甚左衛門・その名代の孫左衛門・豊岡町行司名主の由利九十郎らが仲介し、た調停工作は結実せず、文政三年五月に弥左衛門らは再び同じ陳情をくりかえした。

和融の成立は文政四年十一月のことで、調停事項の一端として同五年十二月に至って後述のように統一運賃改定を行なっているものの、その他の調停内容は不明である。

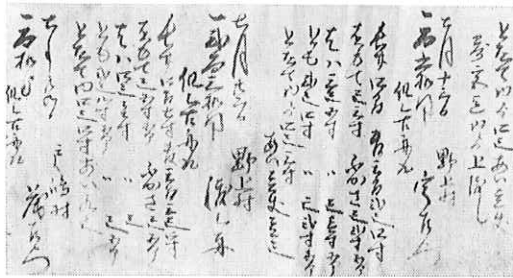
文政十年、上郷村から三度目の陳情が行なわれた。和融を重ねつつも依然、紛争は後を断たなかった。

文政七年四月十七日、豊岡藩は十町へ「塩諸商物、他所舟ニ不積、当町舟株川船ニ而積可申旨」と触れて、領内舟株の保護策を講じた。同年五月二十六日、出石藩の美含郡運上米を積んだ伏村の孫右衛門の手船四艘が豊岡の舟株仲間に差留められた。ここでも由利九十郎が仲介して、今回に限り積登りは認めるが以後、美含郡運上米は八割方は豊岡舟株の者が扱うことに落着した。四月の触れは實際上、豊岡藩の領外にも適用されかねないことになっている。

明治二年一月、久美浜県が「気多川筋通船の儀、所々に於て荷物積替致さざれば通船拒み候弊風有之趣、河海通利の道にもとり以ての外の事に候。方今専ら水利を起し広く融通の道を開き、遠近有無交通遍く衆庶の便利を可致世話御沙汰も有之候。就ては向後当県商法会所鑑札所持の船は何処迄も差支なく通船せしめ候」(『港村誌』)と布告した。「ご一新」となって円山川の通船慣習権も、文字どおり一新されることになった。

享保五年(一七二〇)、大坂商人八人が津居山から播州市川の河口・妻鹿^{めが}までの通い舟(近廻高瀬舟の運航

り通船)を養父郡川筋村々に願ひ出た一件は『八鹿町史』に紹介されている。享保七年十一月



写210 船津屋の造船文書 (小田井町・森田秀光氏蔵)
文面は幕末期のもの



四日、江戸商人・磯野八郎兵衛、福井奥右衛門が津居山から豊岡町までの川筋村々と「相對証文」を取り決めているが、この両者の内容は文言までほとんど一致している。前者の補償規定に見る補償額からは、かなり大規模な運航計画が想定されるが、両者とも計画倒れに終わったのではないかと見られる。

宝暦三年（一七五三）には、江戸商人・磯野屋亀松ら六人が冬季の間、竹田・豊岡間に航行の業を開き、円山川高瀬舟と称した（『校補但馬考』）とあり、豊岡にも近廻通船会所が置かれたという。

延享四年（一七四七）には、磯野八郎兵衛が御城米近廻り高瀬舟を願っているともいう（『八鹿町史』）。以上の四史料から推定されることは、享保五・七年の場合の大坂・江戸商人は実は結託していたのではないかということ、二つには享保七年・延享四年の磯野八郎兵衛と宝暦五年の磯野屋亀松を親子と見てよいことであろう。とすれば享保五年以来の近廻通船一件は、すべて同一グループによる動きであることになり、享保五年の接触開始以来三五年間、何度かの交渉破談後にやっと操船に漕ぎつけたわけである。ただし『八鹿町史』は、延享四年の願いは成立しており、宝暦三年の一件はその復活であろうとの見解をとっている。

表69 船津屋の造船数
(万延～慶応)

年 度	艘
万延元年(1860)	40
文久元年(1861)	53
2年(1862)	33
3年(1863)	51
元治元年(1864)	34
慶応元年(1865)	40
2年(1866)	31
3年(1867)	30
4年(1868)	43

川舟の分布 明和八年(一七七二)の『出石封内明細帳』(『日高町史』)は、気多郡内の円山川筋の川舟の所と造船 在状況を紹介している。豊岡分は、伏4・加陽2・上佐野15(ただし湯島通い舟)・土淵1・中郷2である。文政五年(一八二二)の西本願寺門主通過のときには、都合した舟のうち「新町船十四」とある(『鳥井』)。

川舟を所持できる権利を舟株といい、舟株は運上銀の裏づけを要し、自由に川舟を所持し舟賃稼ぎはできなかった。出石領の通い舟は、明和期(一七六四)には各村の通船再開願いによって、なしくずしに禁制が解かれた(『八鹿町史』)が、豊岡の場合は前述の紛争例に見られるように維持されている。

小田井町の船津屋は江戸前期創業の造船業者といわれ、広く円山川筋村々の注文船を造った。大きさは四石積みから五〇石積みになっていた。明治十一年四月の船津屋文書には、船津屋が講元となつて、造船の頼母子講を行なっている記載がある。江戸期にも当然、行なわれていたと考えられる。造船業と金融業の一石二鳥の商法が営まれているのである。

舟賃の改定

文政五年十二月、豊岡・上郷間で調停が成立した舟賃改定は次のとおりである。「上郡(養父・朝来郡)銭」と

は当時、一般にこの地方に流通していた銀札であったらう。

上郡銭二〇匁↓十八匁(値下げ)

ただし一〇駄積み

網場行き

上郡銭十五匁↓十四匁

ただし十二駄積み

寄宮行き

上郡銭九匁五分↓九匁

ただし十二駄積み

宿南行き

上郡銭八匁↓七匁五分

ただし十二駄積み

中郷村井堰縫舟賃

寄宮行き

上郡銭十五匁↓十三匁五分

ただし十二駄積み

宵田・江原・岩中行き

上郡銭一〇匁↓八匁五分

ただし十五、六駄まで

浅倉行きは五分増し

慶応二年、物価騰貴の波に押されて豊岡を含む下流の川舟運賃も一挙、二倍に値上げされた。この時点では舟株持ちとして中瀬屋・塩屋の他に問屋仲間として、津山屋清兵衛・唐津屋吉十郎・瀬戸屋弥四郎・魚屋喜三兵衛の名が見える。宝暦期の問屋の菊屋・綿屋・籠屋とは、約一〇〇年を経て顔ぶれが入れかわっているのが分かる。他に上郡の高井屋太郎兵衛・油屋磯平・米屋久四郎が名を連ねているので、円山川の上流部・下流部申し合わせての値上げであったろう。次表のように運賃は品目・量目ごとに定められ、文政五年の運賃改定の際が一艘立てで行先（距離）と駄数（個数）によるものであったこととくらべて、運賃体系が複雑化している上に、かなりの値上げになっている。

補表 金銀銭貨換算表

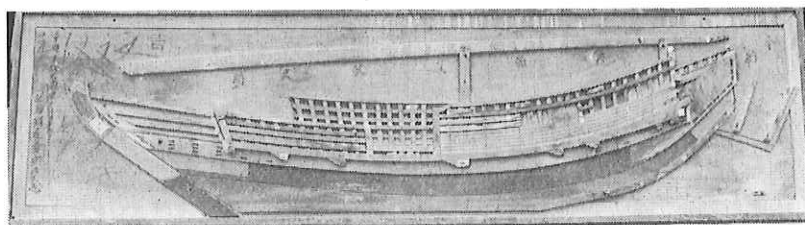
(江戸時代)

(金)	1両=4分=16朱
(銀)	1貫=1,000匁=10,000分
(銭)	1貫=1,000文
平均的な公定換算率	
	1両=60匁=4,000文

第六章 流通経済

表70 慶応2年川舟運賃改定表

品目	量目	改定前	改定後	備考
穀物 塩 油 蠟 砂糖 鉄羽金 鉄銑 繰綿魚	25石	匁 25.000	匁 46.000	蔵入れ舟賃。ただし、砂糖類は荷主が合力のこと (鋼鉄) (銑鉄) (核を抜きとっただけの原綿)
	200俵	25.000	46.500	
	2斗入り1樽	.320	.600	
	100斤入り1呎	.480	.900	
	230斤入り	.690	1.280	
	1束	.375	.700	
	10貫1束	.300	.550	
	6貫1本	.630	1.170	
	10貫	.375	.700	
	素麵 骨柳 瀬戸物 海草・荒物 石灰	1籠	.125	
1艘分		27.000	50.000	
〃		27.000	50.000	
〃		27.000	50.000	
1俵		.125	.250	
板石 五六石 糠		.300	.560	(5寸×6寸断面の角材)
		.240	.440	
	1俵	.240	.400	



写211 小島・八阪神社への奉納額 (神戸商船大学蔵)
文政7年(1824)に鍋屋正兵衛が海上安全を願って寄進したもの

表71 三国種の津居山港入津関係記録（文政二年～七年）

年 月 日	記 事 概 略
文政二年（一八一九）七月三日	三国種注文四〇石入津。石当たり値段六〇～五四匁
九月二十六日	三国種三〇〇石入津。祭礼前に二〇〇石入る。石、六〇匁ぐらい
文政三年（一八二〇）五月二十八日	三国・紅屋喜兵衛へ種注文。運賃、石当たり三匁
七月十六日	三国種追々入津五五〇石。石、六五匁ぐらい
文政四年（一八二一）四月八日	三国種一七〇石入津。銀子払底にて買手なし
七月二日	三国・紅屋へ種五〇石注文
七月二十日	三国種追々入津五五〇石。石、六三匁ぐらい
八月十二日	三国注文種五〇石入津
文政五年（一八二二）五月十八日	陸路、京まわり三国・紅屋へ出張。二十一日、三国を発つ
六月十八日	三国新種三〇〇石入津。買手なし。石、六三匁ぐらい
文政七年（一八二四）七月三日	三国種一〇〇石注文。金一〇〇兩を渡す。運賃、二匁五分

海上舟運

海運については、港地区の回船業に関する『港村誌』の記述に尽きている。ここでは津居山港に入る三国（福井県）船のうち種（酒造用種こうじ）の入荷に関する記載を、文政二年から七年の間に限って由利『公私之日記』から抜き出して前表に紹介するにとどめる。

種と三国という限定された項目に関する入津記録の背後に、もろもろの物資や各地の船が行き交う当時の津

居山（港地区）の様相が浮かび上がってくる。当然、三国港は福井の外港として機能したものである。現在、原産地の但馬に稀な当時の特産品が福井を中心とする越前地方に、比較的に見られやすい事実があり、交易を通してこの地方が但馬特産物の流通圏であったことを裏づけている。

第二節 米

米の収納 豊岡領内での米穀需要の在り方を考えると、

- ① 武士（奉公人を含む）の飯米
- ② 町人（職人・商人）の飯米
- ③ 交通業者の飯米
- ④ 山方・浜方居住民の飯米
- ⑤ 酒造原料
- ⑥ 農民の作食（さくしき食料）・たべりよう種粃
- ⑦ 農民・町人の労働夫役への反対給付

が考えられるが鳥井家『公私之日記』中の記述によると、文化六年（一八〇九）の豊岡藩収納高は城崎郡・二方郡の全藩領域で六八〇〇石、文政八年（一八二五）は六四〇〇石、天保八年（一八三七）は五六六八石五斗

九升九合となる。

平均すると約六三〇〇石となるが、その年貢米のうちで領主が現銀化できるのは上記の②・③・⑤の三種である。ここでは、主として②の町人の飯米を考察することしよう。

払^{はら}米^{まい} 町人の飯米は御蔵米の払下げの形をとって、町人に渡った。

古い記録では、宝曆十二年（一七六二）九月十六日に「御蔵米望候モノハ札場へ可^こ申出^し候。町々相場ヲ以相払可^こ遣候」（『鳥井』）とある。

「払米」の語が初めて見えるのは、文化五年（一八〇八）の記述である。

「十一月二十五日御払米十町江出ス。五百俵石銀七拾三匁かへ、来ル巳正月晦日、御掛屋封を以テ上納」とある。

そのとき、次のような受取手形をしたため、奉行所へ差し出した。

請取申御払米之事

御蔵米百六拾俵也 但四斗入

此代銀貳貫三百貳拾匁 石銀五十匁かへ右之御米^{たしか}慥^{たしか}ニ受取申候処実正ニ御座候。然ル上者、書面之代銀

来ル十月晦日、十一月晦日両度ニ御掛屋江無^な間違^あ上納為^し致可^こ申候。為^し後念ニ御払米受取手形依而如^し件

文化八年末三月

寺町名主 鳥井忠左衛門 印

御代官様

（未十二月廿四日手形戻り判消ス）

これは豊岡十町への一二〇〇俵の払米のうち寺町分の受取手形である。何ヶ月後かの納期に、その代金が支

払われて手形が返され、決済がつくわけである。払米代金の直接の徴収は町々の組頭がするが、取りまとめは各名主で、町によっては空家・後家・やもめ・困窮者が多くて米の割当てに窮し、その減額を願っている例も見られる。

何といっても払米は藩の現金収入源の一つであるから、払米代銀の取立ては厳しいものがある。例えば、五ヶ年続いた大飢饉の後の天保八年（一八三七）十二月には払米代の未納者を呼び出して、上納がすむまでは羽織・傘を禁じ、住居内の敷物はむしろにするなど「すべて人なみの交り致す間敷く」と、厳しい取り扱いをすることを命じている。

翌年の天保九年には米代の滞納者が多く、滞納者のいないのは中町と竹屋町だけであったが、他の八町の滞納者は当年の五月より来年の十二月まで、月五朱（五%）の利息で二〇ヶ月に割って上納することとなる。

中には久保町の大工・治助のように、いろいろ論しても、「不出来之趣申張」るので勘定所に届けられ、手鎖・町預けとなる者もあった。

このように払米代銀取立ては厳しかったし、名主としても骨の折れる仕事であったので、天保十年（一八三九）以後は各町への引越人から町規として払米の「代銀上納之義聊御役所へ御心配筋相掛不申、定日速ニ上納可致」、万一不納の場合は請人がきつと代わりに納めるといふ請人連印の一札を取ることになった。

その反面、確実に現銀の入るものとして、この払米代銀を引当てに藩が借金している例もある。古くは文化八年（一八一）、丹後の湊村・林蔵より銀十八貫借りるのに、名主の払米受取手形を引当てにすることを先方が望むので、町々の名主は前出のような手形を書いている。

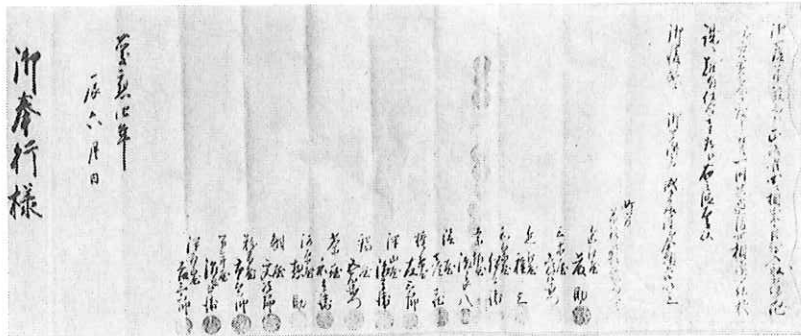
月	日	払 米		月	日	米価の動き	月	日	払 米		月	日	米価の動き								
		払	高						石	銀				払	高	石	銀				
2	26	600	俵	66	匁	分	4	21	麦豊作 在米56匁	天保8年(1837)											
3	26	600		66			8	26	不作、高値	1	23	250	俵	158	匁	分	11	1	初値段158匁		
4	27	600		64						2	26	250		163			2	26	小売1匁= 白米4合5匁		
5	25	600		64			10	3	当年此辺凶作 米高値新米80匁近 (内需米55匁)	3	27	250		193・4		3	29	芝山舟米 238匁			
7	26	500		69						4	26	摺立米 13石9匁9分		211・4							
⑦	26	600		69					(津留)	5	13	250		198			4	22	蔵米198匁 舟米・上247匁		
8	26	600		73			10	7	蔵入初値83匁	7	6	375		(不明)			8	3	140匁→180匁		
10	27	500		古米 88 新米 83						7	26	播州小野米 200		207・6							
11	26	500		新米 85 古米 88						8	1	(救米町方271人へ1日1人玄米5匁ツツ)									
12	17	700		84			11	9	銀納値段 86匁5分	8	12	375		185							
計		6,400								8	24	36		195					白米=1匁 4合5匁売り		
天保7年(1836)													9	3	250		182・3				
1	24	500	俵	84	匁	分				10	26	蔵新米 250		97			8	22	170匁→230匁		
3	21	500		84						12	1	400		93			9	1	新米130匁		
4	25	穴見米 500		90・8						12	24	800		93					(津留)		
5	27	500		84						計		3,786					10	9	蔵初値97匁 (下相場80匁)		
6	14	越後米 75		95			6	15	雨天勝ちで 米高値	天保9年(1838)											
6	15	江原蔵出石米 250		93・8			10	11	蔵米初値 129匁	1	9	400 俵 (-90)		93	匁	分			(極難人へ 90匁減石)		
7	6	400		97			11	12	蔵銀納値段 136匁5分	2	3	2.5		(不明)			7	28	80匁→120匁		
7	27	250		97			12	21	160匁→180匁	4	23	490		90			8	1	130匁 白米1匁二 目6合3匁		
8	9	江原蔵出石米 250		94・4					1匁=白米5合	④	1	2.5		90			10	7	蔵初値105匁		
8	11	5		(永井町)					(津留なし)	④	27			80			10	25	蔵米上115匁		
10	12	新125 古125		129 160						5	27	600		83 88							
11	18			—					(米代未納)	7	28			110			11	3	上郡米132匁 奈佐米122匁		
11	19	新125 古125		135 160						12	28	極難人ニ施米 在方一約300人 町方一約500人					11	3	蔵米120匁		
12	7	250		143 136													12	13	餅米125匁		
計		3,980								計		1,405									

第六章 流通経済

表72 払米と米価一覧表

(『鳥井日記』より
月の○印は閏月を示す。

月	日	払 米		月	日	米価の動き	月	日	払 米		月	日	米価の動き
		払 高	石 銀						払 高	石 銀			
文化12年(1815)							8	23	俵 (2石)	洪水救米 (永井町分)	10	10	蔵入初値 62匁5分
1	28	600	54・5	7	7	53匁↔58匁	10	27	400	62・5			凶作・洪水
2	24	600	55	9	9	60匁→54~5匁	11	20	600	62・5	11	19	蔵米銀納68匁
4	2	800	54・5				12	18	340	62・5			
10	7	600	52	9	24	蔵米初値52匁	計	2,940	(永井町分を除く)				
10	25	600	52				天保5年(1834)						
11	19	600	52				1	22	600	94	1	11	蔵米初値94匁
12	9	1,200	52				3	3	(100石)	(在方兩組へ 作食悪米)	2	11	蔵米98匁
12	21	餅米106	51				3	6	100	(有志施米)			
計		5,106					3	25	永井米 250	122・8	3	3	蔵米110匁
文政8年(1825)							5	15	250	110			
1	22	600	65	5	2	正銀52~3匁 札75~6匁	5	26	200	(悪米家数 788軒へ)			
2	20	600	66	7	26	金銀払底	6	15	250	110			
3	22	435	67			米正銀55~6匁 札85~6匁			250	(未定)			
9	13	新米200	(未定)	7	29	(町方暴動 36軒おそわる)	6	24	永井町 (7石)	110			
9	23	600	90			(幣制びん乱 物価高)	7	2	大阪回米 500	121・8	8	12	70匁↔80匁
10	21	600	90	11	1	蔵米 銀納 93匁	8	11	600	90~93			
11	10	600	90				8	30	600 (240石)	85 75	126石3斗3升 蔵米 113石6斗7升 産物方買流		
11	15	救米100	(十町へ)				9	28	600	古米 77	8	30	古米75匁
12	2	救米100	(当郡 30ヶ村へ)				10	26	古400 新200	77・5 71	10	8	(津留)
12	12	悪米払下 300	60				11	13	古300 新300	78 78	11	12	銀納値段 74匁↔72匁
12	13	1,200	91 92				12	3	古米 600	78			
計		5,335					12	5	新・古 400	新 74 古 78			
文政12年(1829)							12	27	(難治人ニ悪米ヲ下ス 十町 50人)				
1	22	600	70	6	28	近在上米 銀80匁	計	6,667 余					
1	27	600	75	8	29	地米銀80匁	天保6年(1835)						
3	25	400	80	9	30	(津留を本年に限り 止めることを乞う)	1	20	600	67・5	11	1	初値67匁5分



写212 米穀問屋仲間の結成の許可願 15軒の米屋から豊岡藩奉行所へ願い出た。

を超えて、天保五年（一八三四）には蔵米も一一〇匁に上がり、その蔵米だけでは足らず、三月には糸井米（石銀一二二匁八分。運賃や雑費などで割高になる）二五〇俵を都合し、七月には大坂回米（一二二匁八分七厘）をまわしている。八月十一日には、産物方質流れの米二〇〇石・地米一〇石（各石銀九〇匁）・出石米三〇石（石銀九三匁）、計二四〇石（六〇〇俵）こしらえている。なんとか少しでも安くとも苦心の跡がみられ、八月三十日には米価も下がり始め、以後は次第に八〇匁以下に落着いてくる。しかし、翌六年も不作で八月以降上がり始め、古米八八匁、新米も八三匁、八五匁と上がって次の七年に入っても全国的凶作で下がらず、なんとか飯米を確保しようと町方では穴見米（神美地区）を購入して藩の倉に預け入れ、四月に五〇〇俵払い出している。六月には越後米七五俵、江原蔵の出石米二五〇俵を払い米としているが米価は下がらず、十月にはついに新米一二九匁、古米一六〇匁となっている。あまりの高値で、払米代を納めることができる者が少なく十一月はお払いがないのではないかと思われる。鳥井家でも、種（油原料の菜種）取りを兼ねて西気（日高町）の方に飯米買いに出している。

翌八年（一八三七）は、一月の米初値段から一五八匁の高値で一向に

下がらず、舟米も入らず、八月には飯米が払底し、その上、洪水で一七〇匁から二三〇匁まで上がっている。新米が出るようになって一三〇匁になり、蔵米も十二月にはようやく九三匁に下がった。この年、十町・兩村（新屋敷・永井）で二二八人の餓死者が出ている。

次の天保九年も前年の余波を受けて、相場は上がり気味で一〇〇匁を超えた。払米値段はどうか一〇〇匁以下を維持しようとしても、相場には勝てず、七月以降は一〇〇匁以上となる。

思 惑 買

このような米価の変動に便乗して、思惑買をする者も出てくる。例えば文政二年（一八一九）に九日市の魚屋幸右衛門は当時、一月以来四七匁五分の蔵米が五月に四八匁、六月に四九匁と上

がるので、端境期の八月にはますます上がるものと見て安い舟米を四五匁ほどで多く買い込んでいたが、八月になって米価は下がり、売り捌きかねて勘定所に願い出て町方で望みの者は直接、取引きしてもよい旨を言ってもらって、ようやく四〇匁で買い手がついている。結局、石当たり五匁の損をしたことになった。

石 代

石代とは銀納、つまり年貢を米の代わりに銀で納める場合の公定価格をいう。毎年十月下旬、十町名主が集まって石代取調べが行なわれる。まず計米屋はかりこめやが呼び出され、米・大豆の相場書を提出

させられる。それから四、五日かかって蔵米・奈佐米・六方米など三ヶ所ぐらいの取引値段を調べ、上・中・下米の平均価格を割出し、その四割五分安をもって銀納する際の「石代銀」として決定した。弘化三年には、十月二十九日の寄合いで「米石代上中下三段平均三拾八匁三分九厘・上大豆石代平均四拾匁三分五厘・同三段平均三拾七匁六分九厘」と「治定」し（『鳥井』）、翌十一月一日に豊岡藩勘定奉行所に報告している。

この石代が決まると、生野・久美浜兩代官支配下の各郡惣代庄屋が、金品を添えて挨拶にやって来た。この

石代価格が但馬の天領の村々の「石代銀納値段」の基準となったからである。当時、すでに豊岡は但馬の経済の中心となっていたことが、これによっても推定できる（本編第八章第三節中「石代嘆願一件」参照）。

第三節 酒

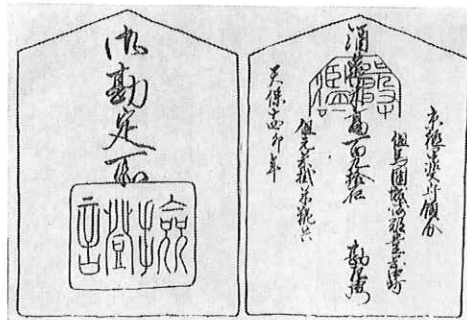
酒株と酒造高

幕府は明暦三年（一六五七）、江戸の大火により諸国の米価が暴騰したので、米価調節と奢侈禁止の観点から全国の酒造家の酒造りを一時的に停止し、新たに特定の酒造家に使用米高を記した酒（造）株札（鑑札）を交付して、酒株所有者のみに酒造を認め、造石高を株高の範囲に限定した。この明暦三年の酒株札が、どのような形態・体裁のものであったかについては現物が残っていないが、天保十四年（一八四三）に下付された保田家の鑑札の写しによれば、各酒造家の酒造米高を株高として表示し、酒造営業人の住所・氏名を明記して各自に交付したものである。

かくして酒屋（酒造兼販売）になろうとすれば酒株を持たねばならず、酒株がなければ酒造ができなかった。従って新規に酒屋を営もうとすれば、どうしても酒株の譲渡か売買が必要であった。

ところが宮井村の治右衛門が酒株なしで酒造し、その密造を糺ただされて豊岡町の善兵衛から株高三〇石の酒株を買い、運上銀一〇〇匁を久美浜代官所に納めた天保三年の例もある（『三宅家文書』）。

大黒屋伊兵衛 文化十三年（一八一六）九月、小田井町の大黒屋伊兵衛が新規に酒造高一五〇石を願ひ出た。も衛一件 っとも万一、酒造高減石などの触れがあった場合は差留めるといふ条件付きで許可されたが、既



写213 酒造鑑札(写し) (『保田勘左衛門家文書』より)

三年(一八三〇)五月七日、自家醸造の酒を販売したり他所から酒を買って来て転売することを禁じている。
 天保八年(一八三七)九月、寺町の木屋又十郎が他所酒を販売して罰せられ、過料錢一貫五〇〇文を出さねばならぬはめとなった。

利酒会

近世の「酒屋」は「造り酒屋」で販売も兼ねているが、この「酒屋」が豊岡では文化六年(一八〇九)以来、利酒会を行なっている。当時の町内の酒屋の数は、会に参加する酒屋が年により増減はあるものの大体、十二軒から十五軒あったことが知られる。

存の酒造業者は一せいに反対した。酒株の譲渡や売買なしの許可であり、その夏の大洪水で作柄悪く酒造米には不適とされた際でもあったから、業界の反対も当然であった。

結局、翌十四年(一八一七)三月、仕込んだ酒は盆前までに売り払ってしまうという事で、藩も一たん許可した大黒屋の酒株を取り上げざるを得なかった。

酒屋仲間の結束は強く、かつ特権的なもので、新規の者の割り込む余地はなかった。これを証するように文化十五年(一八一八)三月十九日に、文化三年より文化十年までの酒造勝手造り期の後、これからは無株・新規の出願は許さないとの「触れ」が出されている。

村部では呑み料として自家醸造する事は許されていたが、藩では文政十

現在までに判明している酒屋と、その酒屋が造り出した酒の銘柄は、次表のとおりで、この中で現存するのは「初花」だけである。

この他に酒屋だったらしい者に、きき酒の会場を提供した宵田町の堺屋弥左衛門・境(堺)屋惣(宗)三郎・

表73 酒屋と銘柄一覧(文化六年以降)

銘柄	酒屋名	銘柄	酒屋名
高砂	亀屋治助 " 仙助	若緑	河内屋万三郎
寿	油屋市左衛門(名) " 彦次郎 " 彦右衛門	雪露	柳屋義左衛門(名)
初花	丹後屋庄三郎(名)	若松	河守屋与七
松山	塩屋久治郎(目)	八重菊	鍋屋九十郎(名)
千とせ	宮津屋庄兵衛 綿屋市三郎 " 勘左衛門(名)	菊水	湊屋吉左衛門(目) " 次郎助
松の音	伯耆屋五左衛門(目)	桜川	野上屋惣兵衛(目)
峯の松	河守屋喜左衛門(目)	曲水	塩屋源之助 丹波屋幸平(目)

(名)名主または庄屋
有資格者
(目)御目見え
(文政十二年現在)

鍋屋重右衛門・妙楽寺屋文次右衛門などがいたが、酒の商品銘柄は不明である。九日市村にも酒屋が二軒あったことは、天保二年・三年に九日市村から二軒参加しているところから知られるが、そのうちの二軒は弘化元年(一八四四)に利酒会で二番となった「曲水」の醸造元である九日市下ノ町村の丹波屋(渡辺)幸平であるが、もう一軒は明らかでない。文化十一年十一月、酒造り室で火入れ中に誤って小火を起こしている九日市の魚屋幸右衛門は丹波屋の前身である丹波屋(渡辺)幸平は、天保四年に上組大庄屋となつている。

『港村誌』によれば、元禄十年の改め高として一〇〇石の酒造株高を有する瀬戸村庄屋・与

表74 利酒順位一覧表

月の○印は閏月

年号	年	月	日	1 番	2 番	3 番	会 場	参加軒数
文化	6	4	20	高 砂	千 と せ	花 菊	堺屋弥左衛門	14
	9	4	17	高 花	高 砂	白 菊		
	11	4	3	松 山	高 砂	寿		
	12	5	7	白 菊	高 砂	松 山		
	13	4	27	千 と せ	松 の 音	菊 水		
14	4	21	白 菊	峯 の 松	菊 水	堺屋宗三郎	14	
文政	2	④	15	若 緑	白 菊	高 砂	〃	鍋屋重右衛門
	3	5	1	初 花	八 重 菊	春 露	〃	
	4	5	15	峯 の 松	若 松	松 の 音	〃	
	5	4	8	八 重 菊	菊 水	峯 の 松	〃	
	6	4	24	千 と せ	松 江	初 花	〃	
	7	5	18	松 山	初 花	松 の 音	〃	
	8	5	11	白 菊	初 花	松 江	〃	
	9	4	30	寿	喜勢わた	高 砂	〃	
	10	5	17	千 と せ	八 重 菊	白 菊	〃	
	11	5	8	初 花	八 重 菊	寿	〃	
	13	4	21	春 露	初 花	寿	〃	
天保	2	5	15	松 山	峯 の 松	桜 川	〃	町方 九日市 13 2 町方 九日市 13 2
	3	5	20	高 砂	白 菊	初 花	〃	
	5	5	21	桜 川	高 砂	若 松	〃	
	6	5	19	春霞(露カ)	千 と せ	峯 の 松	〃	
	7	4	23	初 花	若 松	高 砂	〃	
	9	④	24	松 江	千 と せ	初 花	〃	
弘化	元	5	18	千 と せ	曲 水	初 花	鍋屋彦二郎	14
	3	5	22	桜 川	八 重 菊	松 江	〃	
	4	5	18	八 重 菊	白 菊	寿	〃	

注 利酒会は嘉永以降も行なわれているが、調査できなかった。

三右衛門の名があがっている。

いづれにしても、当時の酒屋は名主・庄屋層であり、文政十二年度の御目見え二三人中の三分の一を占める八人が酒屋であるのを見ても、酒造家がいかに上流の富裕な町人層であるかがわかる。

利酒会は毎年四月下旬から五月上旬にかけて、町内の酒屋の座敷を会場として行なわれた。小頭・下目付・同心が藩側から臨席し、五町名主が立合い、きき酒終了後は一席の宴を設けるのが常であった。

株改めと制

造り高は株札に表示されている株高（酒造米高）によって制限されていたが現実には長期間、その株高を固定しておくことは不可能で、株高とは隔離しがちな現実の酒造米高を新たに株高とし、

株高と酒造米高との一致をはかったのが「株改め」である。

幕府は明暦三年（一六五七）の酒造株設定のあと、ほぼ一〇年後の寛文六年（一六六六）に第一次株改めを行ない、一〇余年後の延宝七年（一六七九）に第二次株改め、次いで二〇年後の元禄十年（一六九七）には酒運上金の徴収を目的として全国的規模で第三次株改めを実施、酒価の五割の酒運上が賦課された。元禄十五年（一七〇二）には酒造米高の調査を徹底させ、元禄十年当時の酒造米高を届出させて、これを株高と認めたのがいわゆる「元禄調高」で、この時、確認した酒造米高を「元禄十丑年改高」として以後これを基準に、宝永五年（一七〇八）まで毎年五分の一造り令が続いた。

この「元禄調高」の設定を中心に酒造株体制が編成された元禄後期は、幕府の財政悪化が進み、困窮化があらわになり始めた時代で、高率の酒運上を課し物価高、特に米価高を抑えるために五分の一造りと統制を強化しているが、将軍・綱吉の没した宝永六年（一七〇九）には酒運上も廃止された。米価の低落してきた正徳五

年（一七二五）に元禄調高の三分の一造り令が出され、統制は緩和されて酒造政策は積極化に進み、遂に宝暦四年（一七五四）には勝手造り令が出て、元禄調高までの復活を許したばかりでなく、休造者や新規営業者にいたるまで届出さえすればだれでも酒造できる自由営業期となった。

老中・田沼意次の失脚した天明六年（一七八六）は江戸の大火・大洪水が続ぎ、全国的な不作のため勝手造り令は廃され、諸国酒造米高の減釀令が出された。天明八年には第四次の株改めが行なわれ、天明六年までの実釀高を届出させ、これを「天明八年改高」としてその三分の一造りを令し、寛政改革の過程を通じて酒造統制は強化されたが、文化三年（一八〇六）に再び勝手造り令が出され、積極策に転じたが長くは続かなかった。文化十年（一八一三）十二月には勝手造りは停止され、文化三年までの造米高に復旧するが、天保改革を通じて酒造取締りは強化されていく。天保十四年には鑑札が制定され、鑑札高の三分の二造りとなったことは、前記の中町・綿屋（保田）勘左衛門の「天保十四年癸卯十二月酒造御触書並ニ鑑札被ニ下置ニ候御趣意扣」にも明らかである。

豊岡においても文政二年（一八一九）二月に酒造高改めが行なわれ、その後の文政七年（一八二四）二月にも酒屋改めが行なわれた。翌文政八年十月には、不作で諸色高値につき酒造減石の触れが奉行所より出されている。文政九年一月には、文化三年の酒造人はもちろん休株や「渡世不仕者」（無株の者）も酒造勝手の触れは当分、沙汰あるまで無用のことという幕府の触れが出されている。つまり酒株所持者のほかは当分、酒造を禁止されることとなる。

文政十二年（一八二九）二月、造り高改めが行なわれ、鍋屋（由利家）は清酒で一二〇石となり以来、五ヶ

年はこの目安となる。翌十三年五月、在方においても自家用以外の酒の密造を禁じる触れが奉行所より出され、天保二年（一八三一）一月には幕府が昨年十一月に出した諸国酒造を従来の高の三分の一に減ずる触れを回付している。天保四年九月、米穀弘底・領中困窮のため、寒仕込みの酒造高のうち三分の二を減らすことを奉行所より令し、翌年の一月には町方の酒造改め（検査）が行なわれている。天保の飢饉が進行する中で、七年九月には去年の造り高の三分の一より四分の一に減ずることを命じ、十一月二十四日には遂に酒造を禁止し、残り酒は高値に売ってもよいこととなった。翌八年三月にはさらに高値となり、水を多くまぜて売るので次のような狂歌が登場することになる（『鳥井』）。

三水さんすいに酉とりを商あう酒屋しゅゐやらが作りつくりをやめてへんばかり売うる

「さんすいに酉とり」の酒の字にかけて、旁つらの酉とりをやめ、つまり酒造さむづを「とりやめ」て偏へん（水）ばかり多くして売ると皮肉くわいごっている。

九月になつても許ゆるしが無いのに新酒しんしゅを造り込んでいた九日市村の丹波屋幸平と京口町の柳屋義左衛門の二人は、十日に評定所へ呼び出され、幸平は一〇〇匁、義左衛門は五〇匁の過料かくりょうに処あせられている。

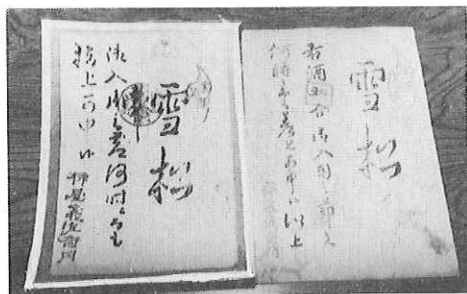
町場酒造人と 前記の丹波屋幸平が天保八年十月に奉行所に差出している陳情書によると「新酒造込みについで在方酒造人 しては九月十日に罰せられているので重々恐れ入る次第ですが、値段については内々一升四匁に

も、それ以上にも売っている者もいるが、去年の十二月に一升三匁二分と町場酒屋から申越しがあった通りの値段を守っていた。其後三匁四分の値段となったことは一向連絡がなく、町場よりも下値で売って損あをしていたのに、かえって御城下本酒造人の迷惑まごになったなど言われては甚だ迷惑至極まごに思う。名代も差し出さな

表75 酒値段表 (1升につき)

酒		年度	文化14年 (1817)	文政2年 (1819)	文政6年 (1823)	文政12年 (1829)	天保5年 (1834)	天保7年 (1836)
夏	銘酒	掛売	匁・分 1.7	匁・分・厘 1.4.5	匁・分 1.6	匁・分・厘 2	匁・分・厘 2.4	匁・分・厘 2.4
	酒	現銀	1.6	1.3.8	1.4	1.6	1.9.2	1.9.8
酒	詰酒	掛売	1.5	1.2.5	1.4	1.7.5	2.1.5	
	酒	現銀	1.4	1.1.5	1.2	1.6	1.7.2	
冬	生酒	掛売	1.1	9.5	1.2	1.4	1.6.5	(酒造禁止)
	酒	現銀	1	7.5	1	1.1.2	1.3	残り酒
酒	諸白	掛売	0.9	7.5	1			詰酒 3.2.0
	酒	現銀	0.8	5.5	0.8			
	並酒	掛売	0.6	5.5	0.8			銘酒 3.4.0
	酒	現銀	0.5	3.5	0.6			
酒	銘酒	掛売	1.3	1.1.5	1.4	1.6.5	1.9	
	酒	現銀	1.2	9.5	1.2	1.3.2	1.5	

手ばかりしているように言われるが、町場の人は近くで会合も便利だし、談合もできる。ところが、こちらは何かと用事も多く、代人を出しても委細が分かりにくいので、そういう場合は近くの酒屋に聞き合わせることにしていたが、それですんでいたし万事、町場酒屋を頼んで安心していたが、このたび思いがけなく訴えられて大いに驚いている。元来、勝手に連絡もなく万事取決めていたくせに突然、九月二十三日に中町の鍋屋九十郎・下町の湊屋吉左衛門兩人の連名で『酒造の義は十二軒にて二〇石だけお許しになったが、そこもとの分はすでに造込んでから除いて願ひ出るようになった。ついでには話合いたいから出て来い』と先ほどお咎めを受けたことにつけ込んで勝手に除外しておいて呼びつけている。ところが同じお咎めを受けた京口町の柳屋義左衛門はしゃあししゃあと連印して願ひ出ている。こんな矛盾したことはない。私ども在方の酒造人を『全躰、町場酒造人共之下造り枝葉の者と相



写214 柳屋義左衛門(京口町)の酒札
(生野町・八橋喜代松氏・提供)

心得』ているから、このたびの願書にも『御城下本酒造人と相認』めている。その意は甚だ心外なことです』と不満をぶちまけている。これによっても、当時の町場の酒屋仲間の特権的意識をうかがうに十分なものがある。酒の値段と
酒の値段は酒屋仲間が毎年、春と冬の二回、藩に願い出たものを許可の上で公示された。
酒切手
当時、酒は年二回造られていたようである。旧暦の九月につくるのが冬酒(新酒)で、冬二月ごろ(寒造り)のが夏酒といわれ、前表のように夏酒の値段は四・五月ごろ利酒がすんでから、冬酒値段は十二月に公表された。

醸造元一軒一軒、銘柄一品ずつ値段が異なるのではなくて、すべて一律の値段であった。

夏酒と冬酒とでは値段が異なり、同じ夏酒・冬酒でも現銀売りと掛売りでは値が違っていた。文政二年(一八一九)以前は現銀売りが一分安かったが、その年の冬酒値段から二分下げとなり、文政十一年(一八二八)ごろから三分、またはそれ以上に現銀の方が安くなっていく。

現在、豊岡の酒札二枚が発見されている(八橋喜代松『但馬酒札考』―「但馬史研究」第三号)。京口町・柳屋義左衛門発行の銘酒「雪松」五合と一升の酒札二枚である。

酒札は酒切手として、しばしば祝儀の贈答用などに用いられた。例えば文政三年三月五日、舟木老之助元服のとき名主の鳥井氏は、祝詞言上に乗

かり出て、扇子一箱に酒一樽分として酒切手二枚を祝儀として差出している。

つまり酒切手（酒札）とは今日の商品券のようなもので、酒銘と量を記し「此切手御持参次第相渡し可申候以上」などと書いて、酒屋の名に捺印したものである。

三 国 種

越前国の三国（福井県坂井郡三国町）は江戸時代、北前船で栄えた港町である。種とは「種こうじ」で、こうじを造る時の種として使う。当時は、樽に入れて送られて来ているが、酒造にはなくてはならないものである。三国種は、しばしば津居山港に入津、豊岡の酒造業の需要を満たしていた。三国の紅屋という種こうじ屋と取引があり、文政五年・九年には中町の由利九十郎が三国まで種買いに行っていることは既述のとおりである（第一節「海上舟運」参照）。

第四節 豆腐

豆腐屋と豆腐値段

豆腐は奈良時代に中国から渡来したということであるが、最初は貴族階級や僧侶たちが食し、一般に広まったのは茶道が普及して懐石料理が発達した室町時代以降であろうとされている。江戸時代には最も一般的な加工食品の一つであり、庶民の生活の大切な蛋白源となったものである。

江戸時代を通じて豊岡の町にも数軒（文化十二年・二七、八軒）の豆腐屋があったことはたしかであるが、次に豆腐屋営業許可願書の一例がある。

乍レ恐奉願上二口上之覚

表76 大豆・豆腐値段表（『鳥井』）

年代	大豆（1石）	豆腐（1丁）
文化6年	40~43匁	15→16文
8		13→11→12
9	46（札）	
10		14→11→12→13
12	37~40	13→12
13		12→13
文政2年	（新） 38~39	14→12
3	36~37	
4		13
5	（中筋） 52~53	
6	（中筋） 61（札）	13→14→16→15
8	80	18
9		18→22
10	43~44（正銀）	14→16→14
11		14→15
天保1年		15→14
2	（近在） 40~42	14→16
3	50	14→15→16→15→16
4		15
5	高 値	15→16
7		16→18
8		18→16

なかつた。「御聞濟」となると豆腐屋仲間の惣代はお札に小頭宅へ参上し、豆腐屋一人から豆腐二丁程度のお札をする先例で、文化十二年に豆腐屋二七、八軒で銀札八匁持参している例がある。

豆腐値段は、原料の大豆値段に左右されることは言うまでもない。文化から天保ごろまでの大豆値段・豆腐値段は、右表のとおりである。

表によると文化から文政の初期にかけては豆腐一丁が十一文から十四文の間を上下していたようであるが、

私義渡世難治ニ付豆腐商売
仕度奉ニ存上候。何卒以ニ御
慈悲御赦免被ニ成下候様偏
ニ奉ニ願上候御事
右之段宜御執成奉ニ願上候

以上

文政十二年丑霜月 日

永井町 河守屋久平 印

大谷由右衛門様

（当時、藩の小頭）

豆腐値段の上げ下げも、小頭へ届出て許可を得なければなら

それ以降は十三文から十六文の間のようにである。特に大豆が払底して高値となった文政八年（町方変義のあった年）には十八文に高騰し、その翌年には二二文と異常な高値となっている。飢饉の年である天保七年でも十八文であった。豆腐にもこのように、景気が敏感に反映していた。

豆腐寸法改め

ところで日常生活に親しまれている豆腐の寸法が店々で違ふところから、文政二年（一八一

九）十一月六日には小頭・大谷由右衛門以下、下目付一人・同心二人の四人によって寸法改めが行なわれ、京口町・新町・宵田町・中町・下町で各一人、計五人の豆腐屋がとがめられて追込めになった。十二日の朝五ツ時より月番名主・今井三郎衛門宅に、小頭・下目付・同心二人と五町名主が集まって、宵田町の茂七と下町の弥助の兩人に試作させた豆腐の升目を計っているが、一箱分は大豆一升二合、この豆腐の幅三寸七分四方・高さ一寸五分、もう一箱分は大豆一升三合で、この豆腐幅は同じく三寸七分四方・高さ一寸七分である。その豆腐を小頭より奉行へ見せたところ、豆腐が堅くて高さが低いので機嫌が悪かったということである。十八日に月番・今井氏方に町中の豆腐屋を集め、小頭・下目付・同心が出張して申渡しがあり、二十日に町中の豆腐屋が連印して、十町名主・新屋敷庄屋とも奥印の上、受書を出し結局、次のように決定された。豆腐は古来から寸法が三寸七分四方に高さ二寸七分であったが、それでは豆腐値段が高値になって売捌きも悪くなり、消費者のためにもならないので、改めて次の通り規格を定めるといふことで、

一、豆腐一箱ニ付大豆一升二合盛

但シ三寸七分四方ニ高サ二寸ニ改メル

右大豆代 四分八厘（当時、小売値段・一石当四〇匁トシテ）

外ニ 四分 木代・手間代

計 八分八厘

此錢九十三文二歩八厘（当時の通用錢 札一匁につき一〇六文）

是ヲ豆腐八丁ニ割リ（一箱八丁）一丁ニ付 十一文六歩六厘

と定め、豆腐一丁につき十二文、豆腐屋は三歩四厘の利益とすることになった。

以後はこの大ききで豆腐値段を定め、規格も守ることとなったが、その翌年の文政三年十月十五日には再び寸法改めが行なわれ、規格に合わぬ豆腐屋を罰している。

豆腐箱には奉行所の焼印（御用之火印）が押されていて、休業中は名主に預け、始める時は届出ねばならなかった。

第五節 油

油仲間

（八幡講）

食用・燈火用としての油の用途は広く、中世では胡麻・荏胡麻からつくられたが、近世に入って菜種から取る種油が中心となった。家で油を燈火に使うようになったのは主として町場がもとであつたが、農民も使うようになって生産は全国に及び、とくに摂津・河内・和泉が中心的な製油地となつて大坂の油問屋が一時、ほとんど全国の需要をまかなつたようである。江戸中期以降は各地方に油絞り業者（絞油屋）が成長した。



写215 糶屋（鳥井家）が発行した油札
（桜町・鳥井忠文氏蔵）

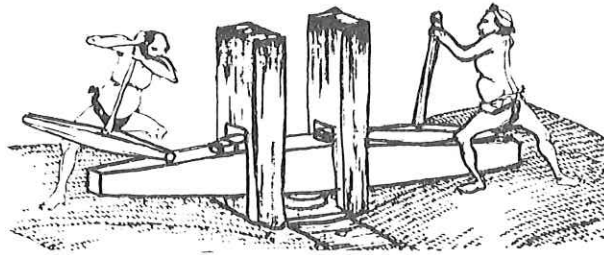


図63 油絞りの図 矢を双方から打ち込んでゆくと、油は穴の中の桶へたまる。
（『農民生活史事典』より）

豊岡町では文政二年（一八一九）に油屋仲間十六人が物価引下げの受書を出しているし、その後油屋仲間が集まって八幡講をしている。

中世に荏胡麻油専売の特権を与えられていた大山崎の八幡宮以来の信仰で、豊岡町の油屋仲間では八幡講が文政七年ごろから年一回開かれている。

油の値段
間が集まって決め、

奉行所に願い出て許可の上で公示

されることは、酒や豆腐の値段と同様である。

種が値上がりすると当然、油の値段も上げられた。例えば、文政三年（一八二〇）などは年二回も上がっている。七月に種が前年度より一割八分から二割ぐらい上がったので、一升につき現銀売り三匁五分、掛売り三匁七分と前年にくらべて三分ずつ上がり、五匁につき銭二二文と二文上がっているが、十一月に種が七二、三

表77 油師の実働日数と種石数（『鳥井』）

年 度	人数	労働日数	種 の 石 数
文化14年	2	60	} 石斗升 37.6.5 (ごま) 5.3
	3	34	
文政1年		116	53.1
2	2	136	} 62.1
	3	15	
3	2	124	} 54.8.5 (ごま) 1.5.9
		3	
4		108	} 55.9.5 (ごま) 2.3.5
		4	
7	2	139	} 114.9
	3	42	
	1	11	
8	2	149	} 89.8.5
	3	36	
	1	4	

又の高値になり、商売が引合わないので油屋仲間が寄合いを開き、燈油値段を改定している。つまり一升売りでは現銀で三匁七分、掛売りで三匁九分と二分高、五匁売りは二三文と一文高くしている。物価騰貴した文政九年（一八二六）などは、一升・八匁二分の高値になっている。この年、江戸では油切れで大騒ぎしている。

油 師
 菜種油は菜種を干し、炒って唐臼で粉にしてふるいにかけて、蒸籠せいろうに入れて蒸し、榨木しめぎにかけて絞って製するのであるが、前図のように二人で絞るのがかなりの重労働で、この油絞りを専門とする油師がいた。

専門といっても農家の季節労働者で、二、三人で五・六月の田植月以外の月に、短い時は二日とか三日断続して、長くは一ヶ月あまり油屋で働いている。十二月の二十日過ぎに油仕舞いで、その日には一寸したご馳走が出る。

油師の手間代は、文政期で一締め、銀八、九分を単位としたようである（『鳥井』）。

種 買 い
 原料の菜種は津居山などに入ってくる船種、越前種などを買

入れ、文政三年には鳥井山三郎が越前・三国へ種買いにしかけているが、後には奈佐谷（文政十二年）や山本村・金剛寺村・下鶴井

村（天保六年）、福田村・高屋村・陰村（天保八年）に種集めに回っている。当時、豊岡近辺で菜種栽培が農家の重要な現銀収入の道として、稲の裏作に栽培されるようになっていくことがわかる。

第六節 柳行李

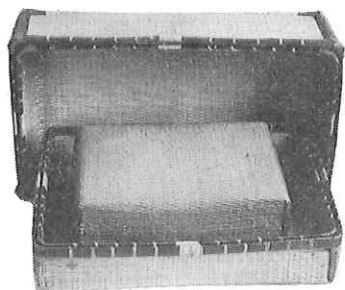
行李の名称

ヤナギを用いて容器や日常具を製作する技術は、竹やクズなど植物の細条を利用して作る技術と同じく古来からあったと思われる。正倉院御物に「柳筥」の現物が伝世され、すでに奈良時代にはその生産が確認されている。延喜式にも近江の「調」として「柳筥」、河内の「調」の「柳筥」などの名称が見える。

現代では「柳筥」の名称は忘れられ、柳製品は「柳行李」の名に変わっている。

徳川期に柳行李のことを「骨柳」と訓じているが、辞書によると「コオリ行李」とは①（行き理む意より）使者、転じて②旅行の荷物や支度、再転じて③旅行の装具の容器、となったという。従って「柳行李」とは、柳を原料とした旅行用の容器のことである。

いつのころからか、おそらく明治になってからと思われるが「骨柳」をカワヤナギを意味する「杞柳」に当てている。ただし、「杞」の慣用音に「コ」があるところからではなからうか。寛永四年（一六二七）刊行の俳書『毛吹草』には発句・付句の作例、季語・俚諺などの他に諸国物産なども収めているが、その中に「コオリ籠履」の産地として山城・近江・越前・但馬・備中・備後・日向の七ヶ国を挙げ、そのうち柳籠履を作る



写216 江戸時代から豊岡の特産品であった柳行李 当時は「骨柳製品」と呼んでいた。(市立郷土資料館蔵)

のは但馬・備中・備後の三ヶ国としている。

行李の起原

『豊岡誌』に「和語の行李は韓語のコリより来りしものならん」とあるように、行李の起原の古いことを思わせるものがあり、その技術の伝来を、韓国より渡来してきたという天日槍の伝説と結び付ける天日槍将来説があるが、もとより明らかでない。

領内起原説には二説あって、『三江誌』は大伴氏が創始者だといひ、「大伴氏の祖始テ案出スト云フ、或ハ云フ大伴氏ハ大伴宿祢ノ裔ナリト」と記し、当地の柳行李製作地に広く分布している大伴姓を裏づけようとしている。『豊岡誌』は、豊岡・森津の人・成田広吉が創案したものとしている。広吉が江戸で武家奉公をしている時、

門前の柳の木の細枝を用いて飯行李を作った経験を生かして帰郷後、荒地を開いて杞柳を栽培し、柳行李を製造したのが始まりと述べている。

柳行李の発祥地と考えられる地域は豊岡の梶原・庄境両地区で、円山川の東側の低湿地である。「保持されていた植物を原料とする編み上げ技術が、たまたま竹や藤などの材料から離れて、柳を原料とする製品を始めた所に始まったもので、特定の個人の創案ではなく、集団内部に何時とはなしに定着した生活体験の結集ではなかったろうか」との推論に立って、その時期については「この庄境・梶原の近くにあるへ一日市」(へ九日市)の集落は、過去に彼らのための交換経済の媒体をなしていた

場所とも考えられ、且つ『応仁記』や『応仁私記』には「九日市庭」の地名が載っている所から、すでに中世末期には地域産業として成立していた可能性を見たい」（石田松蔵『豊岡の柳行李』兵庫県の歴史2）とする見解もある。

行李製産の
自然条件

豊岡盆地は日本海岸から十五マイルの内陸にありながら、日本海面との高低差は約二マイルに過ぎない。この地勢的条件のために円山川は豊岡盆地を蛇行して流れ、水はけを失った荒原と呼ばれる地帯をいくつか残していた。豊岡の柳工業はこの「荒原」地帯に適応したコリヤナギを原料として発祥し、発達したものである。

行李を編む麻糸は古来、但馬麻苧として知られ、また行李に使う縁竹も容易に手に入った。

さらに、この地は裏日本の寒冷単作地帯に属し降雨量が多く、その約四分の一は冬の雪となり冬期の戸外活動を妨げている。この気象条件と、耕地が狭少で新田開発の余地の少ない地勢的条件と相まって生み出された余剰労力が、農民を生計補充的副業に駆りたて、手近にある材料に活路を見出し、歴史的立場産業としての柳工業を展開させてきたものと思われる。

江戸時代には岡山藩でも柳行李の製造が行なわれていたが、ここでは柳行李が国産化せず、かえって備後表に示される畳原料に発展した。この相違は、表日本の瀬戸内性気候と二毛作に対する、裏日本性気候と一毛作の差異によるものであろう。かくして豊岡藩によってのみ、柳行李産業が地方的産業として成立したものであろう。

宝暦期のお 宝暦十三年（一七六三）十二月の触書八ヶ条が、現存する骨柳に関する最古の資料である。その
触書 内容は、

- ① このたび大坂に骨柳問屋を一軒設置するが、今までのような抜け売りや値崩し、品質低下を行なわないように努力し、当所の産物が衰える原因を作ってはならない。
 - ② 骨柳寸尺は昔の定法の通りとし、定木に豊岡藩焼印をつけて渡すからコリ仕込み売買は、この定木によって改めねばならない。
 - ③ こうり中買株なかがの人は、米屋七五郎・立野屋長兵衛・高松屋又四郎・妙楽寺屋文治郎・茶屋喜左衛門の五人に申し付ける。
 - ④ 大坂へ送る荷物は札幌から送り状を申受けて発送すること。送り状のない荷物は抜け売りであるから、中買株はよく調べよ。
 - ⑤ 原料柳の買い出しは、これまで通り買い取れ。
 - ⑥ 他所よそも者（他領の者）へ直接、売買することは禁止する。その必要があれば、札幌がその値段で買い取る。
 - ⑦ 村々に中買いに来た者が町の相場より下値に買叩く時は、札幌に申し出れば時の相場で買上げる用意がある。
 - ⑧ 明春より大坂だけに限らず、江戸へも取引を開始したい。この売れ行きがよければ町々・村々のためにもなる。
- これによって、下層職人層内部でいつとはなしに定着していった技術から始まった柳行李が、貨幣経済の進展にもなつて商品として「天下の台所」である大坂に移出され、上方経済の関連の中に繰り入れられただけでなく、さらに江戸市場への進出を目指すなど、藩経済をささえるものとして重要視されてきたことがわかる。

柳行李の 柳行李が上方市場の流通の中に入れられるに至った理由としては、近世の交通の発達にともなつて柳行李の運搬性が高く評価され、都市生活の向上とともに衣類などの保存容器としての実用性が見出されるなど、庶民的共感を呼ぶ商品だったためであると思われる。

地域産業製品としての稀少性は競争相手を排除していたし、陸上輸送機関としての駄馬賃が割り高に付いた当時、輸送に当たって柳行李の容積に比しての軽量性が、大坂市場からかなりの遠隔地にあるにもかかわらず、豊岡の杞柳品をして貨幣経済の機構の中に送り込むことを可能にしたのである。

文化期の紛議

すでに見た通り宝暦期の布告は、規格保持を命じ札幌を通じて価格操作を行なうなど、強力な藩統制を打出して柳行李が藩の専売品となっている事を示しており、また、大坂市場への強い依存の態度も示している。

文化七年（一八一〇）の暮、骨柳差送りの件に関して大坂古問屋四軒と豊岡の骨柳仲間との間に紛議が生じた時、藩は豊岡からの送品を一時、中止させた。これは豊岡の骨柳仲間買仲間の申請による処置であったが翌八年の春、和解が成立すると直ちに取引きの再開を許している。

さて、宝暦期には大坂に骨柳問屋が一軒であったが、ほぼ五〇年経った文化期には古問屋が四軒も成立していたことは、これに対する新問屋の存在も予想されるわけで、大坂資本はがっちりとして柳行李を握っている。それだけに文化期のこの紛議を機会に、大坂市場依存の態度を捨て切ろうにも捨て切れなかったもののように見られる。

豊岡藩にとっては慢性的ともいふべき藩財政の苦境が続く文化八年には、札幌は銀札払底のため札幌切手を

発行せざるを得なくなつた。

骨柳問屋の 幣制の乱れは一段とひどくなり、文政四年（一八二二）の十月には、「金銀払底ニ相成御札場表

設立 御引替一向無^レ之、御他領ニ而^レハ当所札ハ取不^レ申候様相成」「上下一統難^レ治之事」となり、「御

札場元方ヲ一統相悪^ミ、当十六日之夜ハ騒動も可^レ致之沙汰何んとなく致候」という事態となつた。

翌五年になつても一向事態は好転せず、札場の機能は依然、停止の状態なので豊岡藩は一月二十九日、不評の札場元方を更迭するとともに同日、八鹿・油屋喜右衛門、九日市上町・坪屋源左衛門の申し出を受けて骨柳問屋の設立を許し、柳行李専売の強化を図り、正・金銀獲得に努め、藩財政を立て直そうとした。

ついで骨柳師や仲買いが直接、上方へ出荷する事を禁じ、すべて問屋の手を経させ、併せて川舟株持ちの者に対して右問屋以外の柳行李の船積みを差し留めた。陸送に關しては翌六年七月、播州印南郡の商人三人に特許を与えて大坂問屋との断絶の姿勢を示し他方、柳職人（骨柳師）に対しても「骨柳は当地方一の産物であるから、他所から頼まれても縁かけ・籐引きの技術に至るまで一切製法を教えてはならぬ」と戒めた。柳の時節になると他所より柳を買いに来る者があるが、柳を移出する事が「骨柳職之衰微」を招く原因となるから留意せよといひ、実際の違反者には体刑（追込め）を科して、製法の秘密保持を計っている。この方針は、文政六年十一月の産物会所設立に発展する。大坂中心の商業統制から脱して直接、消費地へ移出し、少しでもより大きい商業利潤を手に入れて藩財政を立て直そうとするねらいからでもあつた。

地元問屋と産物会所の成立・製法の秘密保持・原料の移出禁止など一連の措置は、骨柳を「国産の第一」にするるとともに「骨柳や他所向け諸商人が他所より取入れた金銀はすべて銀札と交換しなければならぬ」と令し

ているように（文政七年）、藩専売の規制の強化を計りつつ藩財政の立て直しのため、金銀獲得の手段として真剣に考えつかれた政策であった。だが、この政策は遅きに失し、銀札の下落とともに産物会所はその元凶と目され、文政八年の町方一揆は「先ヅ産物ヲ撃テ」の一声をあげた難治人筆頭の骨柳師の叫びより暴発した。しかし、一揆は藩の経済政策にいささかも影響を与えなかった。既定方針は、かえって強化された。藩としては当然の措置である。

この目的を徹底するために文政十一年には札幌と産物会所を合体させ、翌十二年には大坂登骨柳産物会所を別個に設立し、新たに独自の立場で大坂市場の開拓が計られた。

同じ文政十二年、中町の船屋良平は骨柳の引合いのため藩主の参勤上府に従って江戸に行き、江戸市場の開拓に従事している。また、伊勢・近江路へは伊勢講の骨柳師が参宮の途次に引合いを行ない、ここにも大坂市場依存を断ち切ろうとする姿がみられる。

杞柳工業は、①まず原料柳を布地のように揃える生地編み作業で半製品を作り（生地編み）、②製産と流通

次に、これをまげて縁よもに竹を当て、籐で固定させる縁掛け作業を経て製品化される（縁かけ）。

その初期には、原料栽培者が杞柳製品を作り、それも右の①②工程は通し作業であつたらしい。大坂市場離脱・自主販売規制に転換しかけたころから、①②が分業化するとともに地域分化を遂げている。小部落内の柳細工的な手工業の域を脱し、①生地編みは主として豊岡周辺の農村農閑作業として、②縁かけは町方の生計充足作業として行なわれ出した。かくして、農民的商品としての柳行李が完成する。

その流通過程に動く問屋・仲買いの実体は明らかでないが、文政五年に再編成されて成立した地元問屋の内、



写217 骨柳師仲間が藩に出した慶応2年(1866)の陳情書(石田松藏氏蔵)

壺屋はこのころから大きく土地集積を行ない、明治期には一二〇町歩の但馬第三位の地主となる。壺屋が天保期に豊岡名主の筆頭に任命されようとした時、家格・家柄の点で既成名主の大反対を受けた。杞柳品の荷受け

や、前貸資本によって零細農民を問屋制家内工業（問屋が原料・器具を提供し、出来高に応じて賃銀を払い、加工・製産をさせる）に編成し、成長してきた新興商人に対する反感であった。また原料柳の供給面に活躍する仲買いの内には、⑧の加工業面に従事しつつ、問屋への仲介をしていたらしいものもいる。

天保期の改革

豊岡藩主・京極高有は、藩財政の苦境のため寛政十年（村方強訴）・文政八年（町方騒動）の二度にわたり領民から直接的な反抗を受けたものの、彼は彼なりに大坂市場離脱の理想に進んだ。高有の意図が実を結ばぬうちに、この政策の効果に対する無理解な周辺によって引退工事が進められ天保二年（一八三一）、京極高行に代わる。翌三年には舟木外記が家老となつて、天保の飢饉にも手際の良い所を見せた。高行・外記の登場は「^{このたび}今度の御改革」として、領民から多大の好感と期待をもって迎えられた。精神面に於ては心学を町民・農民に鼓吹するとともに、経済面では天保五年（一八三四）に産物会所を改編し、七年（一八三六）には江州商人・松居吉右衛門を産物会所元方に迎え、外資を導入して体質改善を計る。参勤の途上には骨柳師を帯同し、自主販売圏設定の便宜を与え、奥州地方まで販路が伸びる。浜坂

から縫針業を移入し、針師の販路に骨柳を割り込ませた。ねらいは、城下町商人層の掌握による藩財政の再建にあったようである。天保十三年のいわゆる「天保の改革」には幕府が大坂市場温存のため、専売禁止令もその一つの試みとして施行されるが、専売制を採用した豊岡藩がこの点にどのように対応したかは不明で、わずかに資料的に大骨柳仲間・飯コリ仲間・仲買仲間・巻物仲間・在方編子仲間・大坂行大骨柳人・他国行大骨柳人の名前が散見するだけで、その実態はつかめない。

元治元年（一八六四）に藩は「農業のいどまに骨柳職に従事していると言っているが、その実は田畑を申しわけに家人に作らせているだけである。屈強の身の者が年中、骨柳職に携わっているのは良くない。あるいは病弱と称し、あるいは無田・極難のため農具がないとって骨柳職に従っているものもある。いずれも、冬・春の他は従事してはならぬ」と令し、農民が骨柳職を専門化することを禁止している。ここに藩の専売制度の不徹底さを見る。

慶応二年（一八六六）十月、大坂向けの骨柳師仲間が問屋を設けることを奉行所に願ひ出ている。『骨柳問屋規定書』をつけて、惣代の壺屋義右衛門と高松屋彦右衛門が願書を提出し、冥加銀二〇枚の上納を願っている。その規定書によると、「二五軒の仲間が問屋を結成して、仲間以外は貸掛屋たりとも問屋へ買受けることはしない」とか「在方の大坂向け骨柳師で、これまで取引していた者は別として新規の者は直接、大坂と取引するな」「在方における従来通りの仕入方法は次第に少なくするように」ということを定めて専売の強化をはかっているが、時すでに遅く明治維新まで藩財政の再建は確立されず、明治新政府に五万両の赤字を申し送ることとなった。豊岡藩が変革の動乱期に小藩の悲哀をいやというほど味わう背景には、このような専売制に対

する認識の甘さにより藩財政再建が立ち遅れていたという事情があったと思われる。

第七節 高屋焼と古出石焼

幕末期伊万里系

近世初頭の有田磁器創出以来、磁器の製産・販売のほとんどは鍋島領を主とする肥前磁器が
地方磁器窯 占めていたが、その独占体制が崩れたのは、文政十一年（一八二八）九月の有田内山の大火

による。

文化・文政期の経済・生産の成長で従来、高級什器であった磁器に庶民の需要が高まり、天秤積窯詰法の開発や窯体の改良による大量生産方式を促している折から、有田の独占崩壊は地方磁器窯の活動と創窯を刺激した。かくて文政に続く天保期は、わが国の磁器製産史上の画期的転機の時代となるが、打ち続く飢饉や天保改革による社会的・経済的ショックや有田の復興が地方諸窯の経営危機をもたらすことになった。こうした時代背景の中に、高屋焼と古出石焼は位置したのである。

但丹の磁器窯

京都府舞鶴市の半田窯は、文献・伝承・伝世品とも皆無の上、窯址は完全に破壊されているが、
文政後期から天保期に閉窯したと推定される。現在の限られた出土資料からは古出石焼・高屋焼との関連を認めることはできない。

京都府久美浜町の久美浜窯の場合は、窯址は基盤部だけは残る程度に維持されていて、久美浜代官・蓑笠之助（文政五年～天保四年）の援助を得たとの伝承がある。出土資料からも半田窯同様に文政後期から天保にか



写218 高屋古窯第3 火床と火格子(高屋地区)

けての操業終期と推定される上、半田・高屋、特に古石焼との関連に強い感触を得ることができる。

同期に近辺で経営が並行している以上、職人の交流は必然で、久美浜窯が中心的接点となっていたとの印象を受けるが、同期には鳥取県に半陶半磁といわれる吉成窯もあり、日本海側では石川県の九谷等を除いて、国を接する但丹因三国に五窯地が並んでいたことは、当時の磁器窯界での偉観であったろう。

高屋窯址発掘

昭和五十四年二月から三月にかけて高屋古窯址発掘調査が行なわれた。昭和五十一年

七月発足した市教育委員会・高屋古窯調査団の活動が実を結んだものである。窯は焚口を除いて五房の登り窯で、煙道房はなく直接、後山の削除面へ吹き出したものようである。焚口と第一房前半は後世の造成で削られており、この傷あとから火床が三段にわたって修復、加層されていることがわかった。各房は上がるにつれて末広がり拡大されているが、平均して幅五トク・奥行四トクあり、第二・第三房とも窯道具が整然と配置されたままになっている。伊万里系丸窯の技術革新期の当時の姿をそのまま残すものとしては全国でも稀な、高い文化的価値をもつものである。

第二次堆積物(不良品の捨場である物原モノハラは、後世の造成で破壊されたものらしく発見されなかった)および